

選定療養費制度（180 日超入院）について

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%は保険外併用療養費として患者様のご負担となります。

当院では、入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様のご負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4）・・・1 日につき 2,290 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、保険外併用療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重症者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（脳卒中の後遺症及び認知症の方を除く）
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課にお尋ねください。

※ 180 日とは、当院のみの入院期間ではなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば他の医療機関での入院期間も通算されます。このため入院時には過去 3 ヶ月以内の入院の有無を確認させていただいております。入院していた医療機関から「退院証明書」が発行されている場合は必ずご提出ください。

病院長